

# 磐田市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和 2 年 6 月 16 日  
磐田市農業委員会

## 第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として明確に位置付けられた。

磐田市においては、地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

また、農業者の高齢化や後継者不足により、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、担い手への農地利用の集積・集約化においては、農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業を目指すため、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、磐田市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成 28 年 3 月 4 日付け 27 経営第 2933 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

## 第 2 具体的な目標と推進方法

### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和 2 年 3 月)	4,499ha	99ha	2.2%
目 標 (令和 7 年 3 月)	4,324ha	94ha	2.2%

注①：管内の農地面積は、農林水産関係市町村別統計における耕地面積と農地法第 30 条第 1 項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第 32 条第 1 項第 1 号の遊休農地の合計面積を記載

注②：遊休農地面積は、農地法第 30 条第 1 項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第 32 条第 1 項第 1 号に該当する農地の面積を記載

注③：管内農地面積の現状面積は、令和元年の数値を記載し、目標面積は、過去 5 年間の推移から試算した数値を記載

### 【目標設定の考え方】

管内の農地面積に対する遊休農地の割合を、農用地区域内のA分類農地など、解消を図るべき区域において解消可能な農地を主な対象として解消に取り組む。近年の耕作放棄地解消事業等の実績を踏まえ、現状の遊休農地の5%を単年度の解消目標とする。

## (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

### ① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員及び推進委員が連携し、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による農地利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）及び同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）を実施する。なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

利用状況調査と利用意向調査の結果は、農地台帳に正確に記録し、公表の迅速化を図る。

### ② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農業者の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行い、遊休農地の発生防止を図る。

### ③ 非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

## 2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現状 (令和2年3月)	4,400ha	2,399ha	55%
目標 (令和7年3月)	4,230ha	3,426ha	81%

注①：管内の農地面積は、農林水産関係市町村別統計における耕地面積を記載

注②：管内農地面積の現状面積は、令和元年の数値を記載し、目標面積は、過去5年間の推移から試算した数値を記載

### 【目標設定の考え方】

磐田市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成 26 年 9 月策定）において、効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標をおおむね 10 年後で 81%としていることから、目標値を令和 6 年度で 81%とする。

### （2）担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

#### ① 農業委員、推進委員及び関係機関の連携による周知活動について

地域における農業者等による話し合いの場の設定及び積極的な参加により、地域ごとの人と農地の問題や農業者の意思の把握に努め、人・農地プランの見直しに取り組むとともに、農地中間管理事業や農用地利用集積事業を啓発し、農地の有効活用を図る。

#### ② 関係機関との連携について

農地中間管理機構や J A 等と連携し、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

### 3. 新規参入の促進について

#### （1）新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人）	新規参入者数（法人）
現 状 (令和 2 年 3 月)	1 人	4 法人
目 標 (令和 7 年 3 月)	11 人	14 法人

※注：令和元年度において、就農を開始した認定新規就農者及び法人（一般法人及び農地所有適格法人）の数値を記載

### 【目標設定の考え方】

単年度の新規就農者の参入目標を過去 5 年間の推移から試算した、2 個人、2 法人とし、その育成を目指す。

### （2）新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

#### ① 関係機関との連携について

県、農地中間管理機構、J A 等の関係機関と連携し、就農希望者を把握し、就農相談や農地のあっせんを行うとともに、貸付けを希望する復元可能な遊休農地の情報や各種補助制度等の周知を行う。

#### ② 企業参入の推進について

担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であること

から、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

**③ 農業委員会のフォローアップ活動について**

新規就農者の経営定着を図るため、地域の受入条件の整備を図るとともに、継続的な支援に努める。